

平成29年6月29日

中等部保護者 各位

埼玉平成中学・高等学校  
校長 蕪木 豊

## 「平成29年度 埼玉県私立中学校等修学支援実証事業補助金」のお知らせ

時下 保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、埼玉県より埼玉県内の私立中学校等に在学している生徒の世帯を対象とした埼玉県私立中学校等修学支援実証事業補助金のご案内がありましたのでお知らせ致します。

尚、応募につきましては、下記または別紙「私立小中学校等における学費軽減補助制度」(埼玉県発行)に記載されている応募要件を満たしている方に限定されますのでご注意ください。

ご希望の方は、応募資格の確認と提出書類のご案内をさせていただきますので、まずは保護者の方が本校事務室(Tel.049-294-8080 担当：伊藤)へ早目にご連絡下さい。

### 記

- 応募資格：①7月1日 現在、埼玉県内の私立小学校、中学校、特別支援学校に在学している児童生徒。
  - ②保護者等の市町村民税所得割の額の合計が10万2300円未満であること。
  - ③保護者等が、本補助金に付随する「私立小中学校等に通う児童生徒の保護者への意識調査」に協力すること。
- ※調査に協力できない場合は補助対象外となります。

### ⇒以上①～③の全てに該当する方

\*応募条件等の詳細につきましては、別紙「私立小中学校等における学費軽減補助制度」でご確認頂くか、事務室担当までご連絡ください。

- 補助金額：生徒1人当たり年額100,000円として授業料額の範囲内の金額が補助されます。

■応募締切：**申請締切 7月20日(木) <厳守>**

- 提出書類：1. 補助金の支給申請書
- 2. 調査票
- 3. 親権者全員の市町村民税所得割額を確認できる書類(課税証明書等)  
※上記1(申請書)、2(調査書)は学校から配布します。3(課税証明書等)については市町村役場等で取得してください。  
※学校へご提出する際は、1(申請書)、3(課税証明書等)と2(調査書)を別々の封筒に入れ、必ず封をしてご提出ください。

- その他：
  - ・本補助金及び父母負担軽減事業補助(家計急変世帯)の両方の受給要件に該当する場合は、本補助金及び父母負担軽減事業補助金の両方が支給されます。ただし、両方の支給額を合算した金額の上限は20万円となります。
  - ・授業料等が全額免除になっている児童生徒については本補助金の対象にはなりません。

# 私立小中学校等における学費軽減補助制度 ～平成29年度からスタートします！！～

## ● 授業料等について年額10万円を支援します。

○学校が代理受領し、授業料等を減額します。

※授業料等の金額が10万円を下回る場合、授業料等相当額までの支援となります。

## ● 以下の全ての条件を満たした方が補助の対象です。

○ 年収約400万円（申請年度の市町村民税の所得割額が10万2,300円）未満の世帯であること。

○ 平成29年7月1日現在、埼玉県内の私立小学校、中学校、特別支援学校（小学部、中学部）に通っていること。

○ 文部科学省が実施する調査に協力すること。

※市町村民税の所得割額は、市町村で発行される課税証明書等で確認できます。

## ● 申請には以下の書類が必要です。

- 1 この補助金の支給申請書
- 2 文部科学省の調査に関する調査票
- 3 市町村民税所得割額を確認できる書類（課税証明書など）

※1、2は通学先の学校から配布されます。

※3については、市町村役場等で取得してください。

## ● 学校を通じて申請してください。

平成29年7月から補助金の受付を開始します。

申請については通学先の学校から案内がありますので、学校の指示に従って手続きをしてください。

この補助金についてご不明点がある場合は、通学先の学校の担当者、または埼玉県学事課「学費軽減ヘルプデスク」までお問合せください。



さいたまっち

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL：048-830-2725

※7/20～11/30の間は 048-762-8282 におかけください。



コバトン